

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年10月13日 02時40分ごろ
発生場所	福島県相馬市相馬港東方沖 鵜ノ尾埼灯台から真方位065° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯37° 50.2′ 東経141° 01.0′）
事故の概要	貨物船 ^{かず} 一丸は、錨泊中、また、漁船 ^{いなり} 稲荷丸は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年12月13日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 一丸、498トン 135515、有限会社幸宝海運 B 漁船 稲荷丸、19トン FS2-3155（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） 航海士A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定 甲板員B、一級小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（甲板員B）
損傷	A 左舷船尾部外板の擦過傷等 B 左舷船首部外板の破損、球状船首部の凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか3人が乗り組み、航海士Aが守錨当直につき、法定灯火を表示し、船首を北西方に向けて錨泊していた。 A船は、航海士Aが、左舷方約0.5M付近にB船を視認し、減速せずにA船に接近してきたので、汽笛による警告信号を吹鳴したものの、B船が左舷船尾部に衝突した。 B船は、船長B及び甲板員Bほか4人が乗り組み、沖合底引き網漁を行う目的で相馬市松川浦漁港を出港した。 船長Bは、出港操船を行った後、漁場に向けて自動操舵の針路を設定し、周囲を目視で確認して先行する僚船以外の他船がないと思い、航海当直を甲板員Bと交代して休息した。 B船は、約11ノットの対地速力で東進中、甲板員Bが、スマートフォンの操作を行っていたところ、A船に衝突した。

	甲板員Bは、衝突の衝撃で左額部に切創を負った。
分析	<p>A船は、法定灯火を表示して錨泊中、守錨当直についていた航海士Aが、左舷方約0.5M付近にB船を視認し、汽笛による警告信号を吹鳴したものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、甲板員Bが、スマートフォンの操作を行っていて見張りを行っていなかったことから、船首方で錨泊中のA船に気付かずに航行し、A船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、甲板員Bが、スマートフォンの操作を行っていて見張りを行っていなかったため、船首方で錨泊中のA船に気付かずに航行し、B船がA船に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時適切な見張りを行うこと。